

荇田介護老人保健施設 あすなろ

介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

医療法人健水会荇田介護老人保健施設「あすなろ」（以下「当施設」）が提供する介護予防通所リハビリテーションの内容に関し、重要事項について説明致します。

1. 法人の概要

法人の名称	医療法人 健水会
代表者氏名	理事長 内藤 英二
法人の所在地	横浜市港北区日吉 2-9-4
連絡先	TEL : 045-563-4648 FAX : 045-562-7637
運営する主な他の事業所	内藤外科胃腸科医院 指定居宅介護支援事業所ケアマネステーションあすなろ 横浜日吉検診センターMEDOC 荇田介護老人保健施設あすなろユニット館

2. 施設の概要

施設名	医療法人健水会 荇田介護老人保健施設あすなろ
開設年月日	平成 17 年 4 月 1 日
所在地	横浜市都筑区荇田南町 4247
連絡先	TEL : 045-910-0151 FAX : 045-912-3610
介護保険指定番号	神奈川県 第 1450980052
管理者	施設長 河内 俊二

3. 施設の基本方針

- 1 入院治療の必要のない要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練を行い、一日でも早く家庭での生活に戻る事が出来るようサービスを提供します。
- 2 家族や地域の人々、関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活を継続出来るよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション、在宅サービスを提供します。

4. サービス実施区域

- 1 都筑区 全域
- 2 青葉区 一部
- 3 川崎市宮前区 一部

5. 施設の職員体制

職名	業務内容	人員
管理者・医師	医師	0.1名（常勤1名）

《1単位40人》

看護職員	看護	1.2名（非常勤2名）
介護職員	介護	17.9名（常勤11名、非常勤9名）
理学・作業療法士	機能訓練	2.3名（常勤7名、非常勤7名）

6. 介護予防通所リハビリテーション定員等

通所リハを含み定員 40/日 （1単位=40人）

7. サービス内容

1 介護予防通所リハビリテーション計画

利用者に対し、居宅介護サービス計画に基づき、利用者及び連帯保証人の要望を取り入れた介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、利用者、連帯保証人に説明し、同意を頂き書類にて交付致します。

2 食事

管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状態に配慮した食事を提供致します。

昼食 12:00～13:00

3 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽での対応となります。但し、利用者の身体状態に応じて清拭になる場合があります。

4 介護

介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、支援します。

5 機能訓練

居宅介護サービス計画に基づき、理学療法士により利用者の状況に適した機能訓練を行います。原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果をもたらします。

6 健康管理

医師及び看護師、介護職員により健康に留意します。投薬については看護師が管理しています。

8. 支払い方法について

1 利用者負担金は、1ヶ月毎にお支払い頂きます。

2 利用料金表＝別表のとおり。

① 基本料金の1割から3割の負担額と食費の合計額となります。

その他個人的に使用したものに実費が加算されます。

② 必要に応じて関係法令に基づいた費用が、別途負担金に加算されることがあります。

- ③ 横浜市に保険料の滞納などにより、介護保険が利用できなくなった場合は、一旦基本料金（10割）全額をお支払い頂き、後日横浜市から保険給付分の払い戻しを受ける手続き（償還払い）が必要です。
- 3 次の各項に掲げる費用については、実費相当分をご負担して頂きます。
- ① オムツ類（原則として自宅から持参願います。）
- ② サービス実施区域を越えて利用される方で、施設が送迎を行った場合の費用。
- ③ 通常のレクリエーション以外の行事に係る費用については、事前に利用者に説明したうえでご負担いただく事があります。
- 4 1ヶ月の合計額（明細書添付）を翌月中旬前後に利用者（家族又は代理人）宛に請求書として発送致します。支払いは下記の支払い方法で頂きます。（初回のみ現金か振り込みになります。）

お支払い方法	お支払い期限	領収書の発行
口座引き落とし	利用月の翌月 26 日まで	支払い月の翌々月に郵送
現金	利用月の翌月 26 日まで	即日

- 5 利用料金を 2 か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合は、契約を解除させていただくことがあります。

9. 協力医療機関等

施設では、下記の病院・診療所や歯科診療所に協力を頂いております。

名称	住所	電話
日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町 1-396	044-733-5181
昭和大学横浜市北部病院	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 35-1	045-949-7000
医療法人社団明芳会 横浜新都市脳神経外科病院	横浜市青葉区荏田町 433 番地	045-911-2011
医療法人すこやか 高田中央病院	横浜市港北区高田西 2-6-5	045-592-5557
医療法人社団博慈会 青葉さわい病院	横浜市青葉区元石川 4300	045-901-0025
医療法人 社団緑成会 横浜総合病院	横浜市青葉区鉄町 2201-5	045-902-0001

協力歯科医療機関

名称	住所	電話
医療法人社同仁会 ワタナベ歯科病院	横浜市都筑区中川 4-2-20	045-911-6666

10. 事故発生時の対応

- 1 サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び横浜市ならびに居宅介護支援事業者に連絡し、必要な措置を講じます。
- 2 事故の状況及び事故に際し行った処置について記録し2年間保管致します。
- 3 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 施設利用にあたっての留意事項

サービス提供時間	
サービス提供時間	月曜日～土曜日（午前10：00～午後4時05分）短時間含む 日曜日・年末年始（12/31～1/3） お休み
喫煙	
所定の喫煙所にてお願いします。	
設備・備品の利用	
施設内の設備、備品は本来の用法にてご利用下さい。これに反した使用により損害が生じた場合は、弁償して頂く場合があります。	
金銭・貴重品の管理	
金銭・貴重品については、別途職員にご相談下さい。 貴金属・貴重品の管理は原則として行っておりません。	
所持品・備品等の持ち込み	
別途職員にご相談下さい。	
迷惑行為等	
騒音等、他の利用者に迷惑になるような行為はご遠慮下さい。	
動物飼育	
施設内へのペットの持ち込み及び飼育はできません。	
禁止事項	
当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、 利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」は行わないで下さい。	

12. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「荏田介護老人保健施設あすなろ消防計画」に基づき対応します。
防災設備	スプリンクラー設備、消火器、屋内消火栓、非常口、 防火扉、自動火災報知設備、非常通報設備、非常警報設備 誘導灯、避難器具（すべり台）、防火用水、非常電源設備など
防災訓練	年2回以上（昼間想定1回以上、夜間想定1回以上）
防火管理者	山本 直城

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

13. 人権尊重

利用者の人権を最大限に尊重し、その尊厳を守るため一人一人に合ったサービスの提供を行い、かつ、清潔で快適・安全な環境づくりに努めます。

14. 身体の拘束

- 1 原則として利用者に対し身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがあるなど、緊急止むを得ない場合は、管理者（施設長）が判断し、その様態、日時、その際の利用者の身体の状態、緊急止むを得なかった理由を診療記録に記載致します。
- 2 身体拘束を行う場合は、別に定める「緊急止むを得ない身体拘束に関する説明書」を本人又は連帯保証人に説明同意を得るものとします。

15. 虐待防止について

- 1 施設は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し虐待の防止のための対策委員会を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
 - ① 施設職員又は養護者（家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
 - ② 虐待防止のための研修を年2回以上開催します
 - ③ 虐待防止担当者 榊原 彰

16. 相談窓口、苦情対応

窓口担当者	支援相談員	
解決責任者	施設長	河内 俊二（かわち しゅんじ）
連絡先	TEL 045-910-0151 FAX 045-912-3610	

その他、窓口担当者が不在でも対応した職員が必ず「記録票」を作成し、窓口担当者に引き継ぎを致します。

公的機関においても、次の機関に苦情申し立て等ができます。

関係機関	所在地	電話番号
都筑区役所 高齢・障害支援課	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045-948-2306
横浜市健康福祉局 介護事業指導課	横浜市中区本町 6-50-10	045-671-2356
神奈川県国民健康保険団体連合会	横浜市西区楠木町 27-1	045-329-3447
横浜市福祉調整委員会	横浜市中区本町 6-50-10	045-671-4045

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せ頂ければ、速やかに対応致します。1階に備え付けられた「ご意見箱」を利用して、申し出ることが出来ます。

17. 個人情報の使用

1 使用目的

- ① 介護保険サービスの利用のため行政、居宅介護支援事業者、その他介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報提供のため。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための打合せ、学会及び研究会等での事例検討のため。
- ③横浜市が派遣する介護相談員の活動に必要な場合。

2 使用期間

この利用期間の開始から終了まで。

3 条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることがないように細心の注意を払います。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容など経過を記録します。

18. 感染症対策について

1 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- ④ 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

19. 業務継続に向けた取り組みについて

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する入所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

20. 職員の質の確保と秘密保持

- 1 施設職員の資質向上のため、入職前の研修、月1回の勉強会を行うほか外部研修も定期的に行います。
- 2 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無くその業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らす事の無いよう指導教育を行います。

21. その他

- 1 運営規定、協力医療機関は、施設内に掲示してあります。
- 2 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、お申し出下さい。
- 3 従業員に対する贈り物や飲食等のおもてなしは、固くお断りしております。

令和6年8月1日改定

【説明確認欄】

令和 年 月 日

上記により重要事項を説明しました。

(事業者) 事業所名 荏田介護老人保健施設あすなろ

説明者 _____

上記より説明を受け、同意し交付を受けました。

(利用者) 氏名 _____

(連帯保証人) 氏名 _____

(利用者との続柄)

医療法人健水会 荏田介護老人保健施設 あすなろ

理事長 内藤 英二殿